

渋川市都市計画 マスタープラン



令和2年12月改定
渋川市

ごあいさつ

日本のまんなかを標榜する渋川市は、群馬県の中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあり、赤城、榛名、子持、小野子の山々と、利根川、吾妻川の流れが織りなす起伏に富んだ自然豊かなまちです。名湯伊香保温泉を有する観光のまちでもあります。

また、国内で初めて甲（よろい）を着た古墳人の骨が発見された金井東裏遺跡をはじめ、日本のポンペイといわれる国指定史跡の黒井峯遺跡など、古くから人々が定着していた痕跡を残す日本でも有数の遺跡が所在し、注目を集めています。

渋川市では、平成24年12月に「渋川市都市計画マスタープラン」を策定し、将来都市像に掲げる「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向けて、各地区の魅力や特性の活用と連携により、活力と賑わいあふれる都市づくりを進めてまいりました。

現在、人口減少や少子高齢化の進行、大規模な自然災害の発生などにより、都市づくりに求められる役割や考え方が変化しています。

渋川市においても、このような社会情勢の変化に対応し、厳しい財政状況の中でも、将来にわたり都市の機能を維持するため、今回、「渋川市都市計画マスタープラン」を改定いたしました。

本マスタープランでは、新たに工業誘致候補エリアを設定しました。新たな産業を誘致し、仕事と人を呼び込み、人口減少危機突破を図っていきます。

また、策定中の渋川市立地適正化計画や渋川市地域公共交通計画と連携し、まちのまとまりと効率的なネットワークを構築することで、持続可能な都市を目指していきます。

最後になりますが、本マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、また、慎重なご審議を賜りました渋川市都市計画審議会委員の皆様から感謝と敬意を申し上げますとともに、今後とも一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。



令和2年12月

渋川市長 **高木 勉**

《目 次》

第1章 序 論	1
1 渋川市都市計画マスタープランの概要	1
2 上位計画の整理	2
3 都市づくりの課題の整理	8
第2章 将来都市像	11
1 都市づくりの理念・都市づくりの目標	11
2 目標人口	14
3 将来都市構造	15
第3章 全体構想	17
1 土地利用の方針	17
2 都市施設の整備の方針	21
3 市街地の整備の方針	28
4 その他の都市づくりの方針	30
第4章 地区別構想	31
1 渋川地区のまちづくり構想	31
2 伊香保地区のまちづくり構想	39
3 小野上地区のまちづくり構想	43
4 子持地区のまちづくり構想	47
5 赤城地区のまちづくり構想	52
6 北橋地区のまちづくり構想	56
第5章 計画の推進	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の見直し	60
参 考	61
1 改定の経過	61
2 渋川市都市計画審議会委員名簿	62
3 用語解説	63

〈略語〉

● 国道…一般国道 ● (主) …主要地方道 ● (一) …一般県道 ● (都) …都市計画道路

第1章 序論

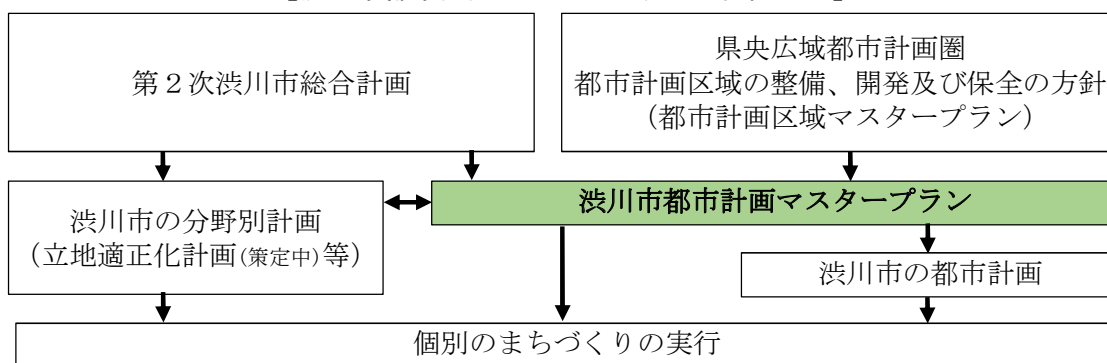
1 渋川市都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための①土地利用のあり方、②都市施設（道路や公園など）の整備、③市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第18条の2第4項の規定に基づき、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。

渋川市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、渋川市が定める「都市計画に関する基本的な方針」で、上位計画である第2次渋川市総合計画及び群馬県が策定する「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、渋川市立地適正化計画（策定中）などの分野別計画と整合を図り、将来のあるべき姿をより具体化し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した土地利用、都市施設の整備及び市街地の整備の方針（都市づくりに関する防災や景観を含む）を明らかにします。

【渋川市都市計画マスタープランの位置づけ】



1-2 都市計画マスタープラン改定の目的

渋川市では、平成18年2月20日の市町村合併後、平成24年12月に渋川市都市計画マスタープランを策定しました。令和2年12月改定の渋川市都市計画マスタープランでは、改定時点の最新の上位計画及び分野別計画と整合を図り、都市計画法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査（平成29年度群馬県実施）の結果に基づく都市計画再編の内容を反映するとともに、今後の事業動向を踏まえたものにするを目的とします。

1-3 対象区域

渋川市都市計画マスタープランの対象区域は、渋川市全域とします。

1-4 計画期間及び目標年次

渋川市都市計画マスタープランの計画期間は、平成24年12月の策定時から15年とし、目標年次は、令和9年とします。

2 上位計画の整理

2-1 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域 マスタープラン)

(1) 広域都市計画圏全体編

■目標年次

都市づくりの基本理念（都市づくりの目標、基本方針、目指すべき都市構造・市街地像）は、令和17年を想定し、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針は、令和7年を目標年次として作成する。

■都市づくりの目標

「ぐんまらしい持続可能なまち」～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

■基本方針

- ①人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築
- ②空き地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居の促進や集客施設の誘致
- ③地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」づくり
- ④都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保
- ⑤ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

■目指すべき都市構造・市街地像

市街地の範囲は、現行の用途地域の範囲とし、拠点ごとの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。

○都市拠点

都市機能とまちなか居住のための居住機能とを合わせて提供する地区

種別	都市計画区域	位置(地区名等)	拠点が担う機能・役割	連携・補完する機能・役割
都市	渋川	渋川駅から四ツ角地区周辺	業務、行政、文化、及び居住	主に商業、教育、医療機能について周辺の拠点と連携

○生活拠点

都市基盤の整備により、良好な居住環境の向上を目指す地区

具体的な拠点の位置等については、市町村が位置づけを行うものとする。

○産業拠点

対外競争力を持つ「ものづくり産業」または「首都圏のバックアップ機能」を集積する地区（国道17号沿い及び渋川伊香保インターチェンジ周辺、有馬企業団地）

○観光拠点

「主要な温泉地」など、県内外から集客が見込めるような観光資源を有し、周辺の観

光地との連携により、一体となった観光誘客の拠点となる地区（伊香保温泉周辺）

■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

○住宅地

- ◇既存集落も含めたまちのまとまりに誘導
- ◇郊外部への拡大をやめ、まちなかのストックを有効に活用

○商業地

- ◇鉄道やバスを利用して多くの人が集まりやすい拠点への一層の集積
- ◇郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制

○業務地

- ◇公共交通の利便性が高く業務機能がすでに集積している拠点への配置を促進

○工業地

- ◇交通便利性の高い産業拠点等に戦略的に配置

○流通業務地

- ◇広域的・根幹的交通結節点への配置を促進

■都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

○「自動車以外の移動手段」も選択できる交通体系を確立

- ◇道路
広域のネットワーク形成に寄与する道路の利便性をより一層向上
- ◇鉄道・バス
地域的な暮らしの足を確保するとともに、基幹公共交通軸の強化・快適化を推進
- ◇自転車
安全で快適な通行空間の確保に向け、歩道通行から車道通行への移行や計画的な通行環境整備を推進

○地域の状況に応じた効率的な下水道整備の推進

■市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

○まちなまとまりを形成する上で重要な地区において市街地開発事業を推進

■自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

○防災機能にも配慮した緑地や公園の体系化

- ◇環境保全系統
水と緑のネットワークの骨格を成す一級河川や樹林地、都市公園を保全
- ◇レクリエーション系統
県外からの来訪も考慮してレクリエーションの場や観光資源を巡るコース等の整備を推進
- ◇防災系統
大規模災害時に首都圏を支えられるようにバックアップ機能を強化
- ◇景観構成系統
暮らしにゆとりと豊かさをもたらす、良好なまち並みや景観を形成

(2) 個別都市計画区域編

■ 渋川都市計画区域

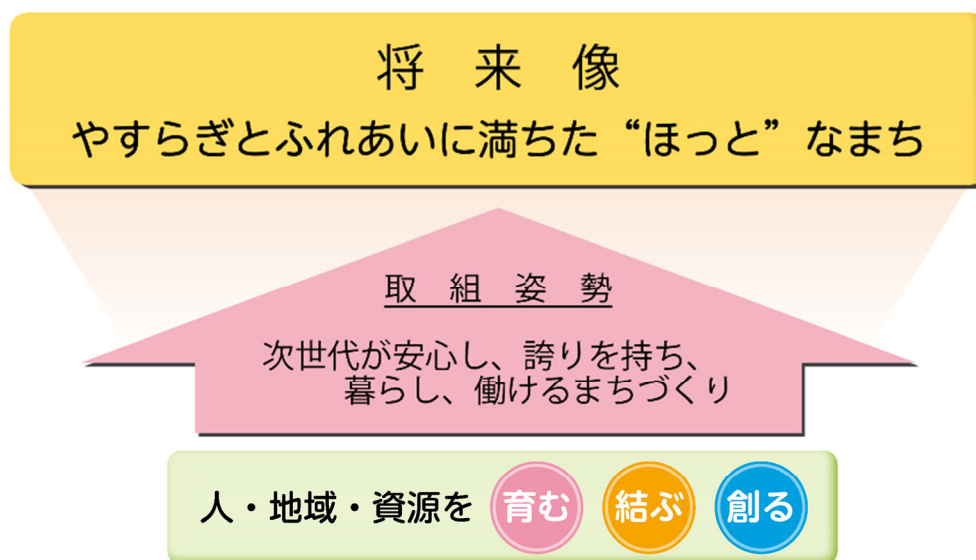
<p>区域の主要課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地拡散の傾向がみられ、低密な市街地の連担につながらないように、市街地拡散の抑制とまちのまとまりの形成・維持が必要である。特にJR八木原駅周辺の計画的な土地利用を検討する必要がある。 ○土地区画整理事業が終了する都市拠点・渋川駅から四ツ角地区周辺への都市機能集約が課題である。 ○吾妻広域都市計画圏や利根沼田広域都市計画圏との連携強化、伊香保温泉の観光資源としての保全・活用に向けた市街地形成が課題である。 ○上武道路や上信自動車道、高崎渋川線バイパスなど幹線道路の整備が進んでおり、今後沿道の開発圧力が高まる可能性がある。
<p>区域区分に関する方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○区域区分の有無：区域区分を定める必要があるが、今回は定めない。 ・人口動向と土地利用に市街地の拡散傾向がみられ、上信自動車道の整備に伴う土地利用促進から、市街地拡大の可能性が高いと判断され、市街地の低密化が懸念される。 ・基本的に区域区分を定める必要があることを前提として、区域区分の新規実施に向けた検討を進める。検討の結果、区域区分によらずとも想定される課題に対応できると判断される場合においては、区域区分代替案(用途地域や特定用途制限地域等の指定)による土地利用規制を行う。
<p>まちのまとまりの形成に向けた対応方針</p>	<p>本区域においては、区域区分の実施等による土地利用規制・誘導を周辺都市と連携しながら行うことで、鉄道駅を中心としたまちのまとまりの形成・維持を図る。また、伊香保地区を「観光拠点」として位置づけ、景観の保全・維持、当該地区へのアクセス改善を図る。なお、区域区分を定めない場合の区域区分代替案については、以下を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちのまとまり <ul style="list-style-type: none"> ・まちのまとまりを形成すべき地域で人口密度等の一定の要件を満たす区域、あるいは現況の土地利用状況等から必要な区域については、用途地域を指定し、良好な市街地の形成を図る。 ・まちのまとまりを形成すべき地域で、用途地域外の区域については、必要な範囲について地区計画等を定め、良好な生活環境の整備等を推進する。 ・用途地域の指定がある範囲を原則として、立地適正化計画による居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定し、住宅あるいは都市機能増進施設の立地の誘導を図る。 ○まちのまとまり外 <ul style="list-style-type: none"> ・まちのまとまり以外の地域については、特定用途制限地域を指定し、身近な商業施設や小規模工場等以外の施設立地を制限することで居住環境の保全等を図る。 ・また、まちのまとまり以外での住宅の立地を抑制するため、居住調整地域を指定する。 ○幹線道路の沿道等 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道において土地利用が促進されることが予測される区域については、特定用途制限地域を指定し、渋川市都市計画マスタープランにおいて商業地域の形成を図ることを位置づける地域を除いて、大規模商業施設等の立地を制限する。

2-2 第2次渋川市総合計画

■計画期間

平成30年度～令和9年度

■将来像



■施策の大綱

1 安全・安心に暮らし続けられるまち【安全・安心、暮らし】

災害や犯罪などに対して、市民の生命・財産を守り、誰もが安全で安心な住みよいまちの実現を目指します。

2 健やかに育み支え合うまち【健康、福祉、スポーツ】

住み慣れた地域で互いに支え合い、誰もが生涯を通じて健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

3 魅力と活力があふれるまち【産業】

魅力あふれる交流とにぎわいを創造するために、本市の強みをいかし、新たな産業の振興や雇用の創出により活力あふれるまちの実現を目指します。

4 自然と調和した快適なまち【都市基盤、自然環境】

本市の美しい自然環境を保全し、快適な都市環境を整備するため、適正な土地利用を推進するとともに、地域の交流や連携を強化するため、幹線道路や生活道路、交通安全施設を整備し、市民が快適に生活できるまちの実現を目指します。

5 豊かな心と文化を育むまち【教育、文化】

子どもたちの生きる力を育むため、特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。

また、本市の歴史と地域文化などを通じ、各世代に応じた活動や人材の育成を促進し、文化の薫り高いまちの実現を目指します。

6 協働による持続可能なまち【自治、協働、行財政】

全ての市民が、その特性を最大限に発揮することができる多様性のあるまちづくりを推進するとともに、市民を始めとする多様な主体との協働により計画的な行財政運営を行い、持続可能なまちの実現を目指します。

■将来都市構造

渋川市の目指すべき土地利用、都市活動を支える拠点、軸などの要素を設定します。



地区間の連携、防災機能の向上、産業活動や市民生活などを支えるネットワークを形成

● 自然保全ゾーン

緑地や森林の保全と良好な自然景観の維持を図るゾーン

● 自然共生ゾーン

周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・整備を図るゾーン

● 市街地ゾーン

各地区の公共公益サービスが集積する生活の中心的な役割を担うゾーン

● 産業市街地ゾーン

交通利便性をいかし、環境との調和に配慮した産業が集積するゾーン

◎ 都市拠点

交通利便性や都市機能の集積をいかした、JR渋川駅周辺を中心とする拠点

◎ 地区拠点

公共公益機能やコミュニティが集積し、日常生活や様々な活動の中心となる都市拠点と連携した拠点

◇ 観光拠点

伊香保地区の温泉街を中心とした、観光やレクリエーション、保養、健康維持などの活動拠点

⇄ 都市軸

国道や主要地方道などの広域的な骨格となる軸

●●● 水辺の軸

利根川、吾妻川について、レクリエーション利用など、有効的な活用を図る軸

※第2次渋川市総合計画における将来都市構造

■各地区のまちづくりの基本方針と取組内容

渋川地区	基本方針	交通利便性と都市機能の集積をいかしたまちづくり
	取組内容	○拠点間の連携を強化する道路や公共交通の充実 ○交通利便性と商業施設や公共施設などの集積による中心市街地の活性化
伊香保地区	基本方針	伊香保温泉の知名度と集客力をいかしたまちづくり
	取組内容	○温泉街をいかした観光拠点としての魅力向上 ○情報発信による交流人口の拡大
小野上地区	基本方針	豊かな自然と交流拠点をいかしたまちづくり
	取組内容	○小野子山など豊かな自然の活用 ○交流拠点機能をいかした交流人口の拡大
子持地区	基本方針	農業をはじめとした産業の活力と自然や歴史資源などをいかしたまちづくり
	取組内容	○幹線道路網をいかした農業や商業などの産業の活性化 ○自然や歴史資源、交流拠点機能をいかした交流人口の拡大
赤城地区	基本方針	交通利便性と農業の活力をいかしたまちづくり
	取組内容	○交通利便性をいかした観光農業などの振興 ○農業生産基盤の充実
北橋地区	基本方針	恵まれた地理的条件と農業の活力をいかしたまちづくり
	取組内容	○恵まれた地理的条件をいかした良好な住環境の保全 ○都市近郊農業の推進

3 都市づくりの課題の整理

都市づくりの課題は、上位計画及び分野別計画と整合を図り、今後の事業動向を踏まえて整理しました。

■土地利用に関する課題

○集約型都市を構築する住宅地や商業業務地の集積

拡散型から集約型への都市構造の転換では、持続的な生活サービスやコミュニティを確保するため、低未利用地等を活用して居住を誘導し人口密度を維持するエリアに住宅地の集積を進める必要があります。また、地域経済の活性化や生活サービスの効率的な提供を図るため、低未利用地等を活用して都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地を誘導するエリアに商業業務地の集積を進める必要があります。

○工業地の戦略的な形成

工業地は、「ひと」と「しごと」を呼び込む企業誘致を積極的に推進するため、交通利便性が高いエリアに戦略的に形成する必要があります。

○誘客につながる土地利用

商業業務系の市街地では、土地利用の高度化や地域経済の活性化を図るため、低未利用地等を活用して誘客につながる土地利用を行う必要があります。

○規制と誘導が連動した土地利用コントロール

土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、無秩序な市街化の進行を防止するとともに幹線道路の速達性を確保するため、健全と安全の配慮に併せて、集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行う必要があります。

用途地域外において住宅立地が顕著な地域では、良好な居住環境を形成するため、規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行う必要があります。

○計画的な土地利用の転換

自然的土地利用から都市的土地利用への転換では、地球温暖化の防止、食料等の安定供給、自然循環システムの維持、生物多様性の確保、自然景観の保全を図るため、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

■都市施設の整備に関する課題

○都市計画道路網の再構築

都市計画道路は、社会経済情勢や道路に求められる機能・役割の変化に対応するとともに、JR八木原駅東側地域の急速な住宅開発と鉄道駅の交通結節点整備が進む八木原地区を含む南部地域の振興を図るため、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行う必要があります。

○都市施設の必要な整備と適切な維持管理

道路と橋りょうは、都市間（隣接市町村をつなぐ）や地区間（市内の地域をつなぐ）のアクセス性を確保するため、防災と景観に配慮した選択と集中による必要な整備を行うとともに、安全な通行を確保するため、適切な維持管理を行う必要があります。

公園・緑地は、やすらぎと憩いの環境を充実するため、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

上水道は、安全な水を安定して供給するため、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

下水道は、清潔で快適な生活環境を保全するため、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

○公共交通の利用を促進する環境の形成

鉄道は、利用者の利便性を向上するため、主要な交通結節点の必要な整備を行う必要があります。

バスは、誰もが安心して出かけやすい環境を形成するため、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行う必要があります。

○自転車通行空間の計画的な整備

自転車利用者が多い道路は、自転車利用者と歩行者の安全性の向上、自転車の活用による環境への負荷の低減を図るため、自転車通行空間の計画的な整備を行う必要があります。

■市街地の整備に関する課題

○渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺の整備

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、人口密度を維持し都市機能を誘引してまとまりと賑わいが一体となった渋川市の顔としてふさわしい健全な都市を形成するため、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行う必要があります。

○JR八木原駅周辺の整備

JR八木原駅周辺では、人口密度を維持する良好な居住環境を形成するため、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行う必要があります。

○居住や都市機能のまとまりのある地域（渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJR八木原駅周辺を除く）の都市基盤と都市機能の維持

行政センター周辺と住宅団地周辺では、地域の特性に応じた良好な生活環境を保全するため、既存の都市基盤と都市機能の維持を行う必要があります。

○伊香保温泉周辺の温泉街にふさわしい街なみの形成

伊香保温泉周辺では、知名度と集客力を活かした観光地づくりを進めるため、景観に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成する必要があります。

○企業立地基盤の整備

交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適している地域では、「ひと」と「しごと」を呼び込む企業誘致を積極的に推進するため、企業立地基盤の必要な整備を行う必要があります。

■その他の都市づくりに関する課題

○集落地の都市基盤と都市機能の維持

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、地域の特性に応じた良好な生活環境を保全するため、既存の都市基盤と都市機能の維持を行う必要があります。

○安全で魅力的な都市空間の形成

都市づくりでは、地域の安全と魅力を向上するため、災害に強く景観の良好な都市の空間を形成する必要があります。